

なかまちテラスへのカメラ設置についての公開質問状

2015年3月2日

なかまちテラスのカメラ設置を危惧する市民有志

以下に「なかまちテラスの『防犯』カメラ」について質問いたします。すでに3月13日に開館式典が迫っています。お忙しいこととは思いますが、3月6日（金）までにご回答をくださいますようお願いいたします。期限までにご回答いただけない場合は、その旨をご連絡下さい。

1 3月にオープンするなかまちテラスには、全館で11台のカメラが設置されています。

(1) なかまちテラスのカメラの管理運用には「小平市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」（以下、要綱と略す）が適用されると思われます。

- ① このカメラは、この要綱で言う「犯罪の予防等を目的として、不特定の者が出入りする場所を撮影するために固定して設置する」防犯カメラですか。それとも、市民の活動を監視することを目的とする監視カメラですか。
- ② ①で回答が防犯カメラである場合にご回答ください。
 1. この施設での犯罪発生の確率が高いと想定し、また防犯カメラによる犯罪を予防する効果が具体的に期待できると考えて設置されたものですか。
 2. 小平市内の公民館や図書館では、これまでどのような犯罪が何件発生していますか。
 3. なかまちテラスで想定されている犯罪は、どのようなものですか。
 4. 設置予定のカメラ一台一台の犯罪予防効果と設置の必要性についてどのように検討しましたか。検討内容を具体的に示してください。
 5. 目的が不特定の者が出入りする場所での犯罪の抑止効果であるなら、外部から設置されていると気づきにくい室内に設置するよりも、建物外壁の目立つ場所に設置するほうがはるかに抑止効果は高いと思われます。どのような目的・理由で、現在のような設置場所、特に1階の学習室2室内、2、3階の図書館室内に設置を決めたのでしょうか（出入り口が一階部分のみに限られるにもかかわらず）。
 6. カメラ設置は、いつ、だれの判断で決定しましたか？
- ③ ①で回答が監視カメラである場合にご回答ください。小平市は市民のどのような活動を監視する必要があると考えているのでしょうか。

(2) 小平市の公民館にカメラが設置されているのは中央公民館のみようですが、中央公民館に設置されたカメラは、「映像記録の機能を有しない防犯カメラ」です。

- ① なかまちテラスのカメラは、要綱で言う「映像記録の機能を有するカメラ」ですか？
 - ② ①で「映像記録の機能を有するカメラ」である場合、これまで小平市の公民館には設置されたことのない「映像記録の機能を有するカメラ」を公民館に初めて設置する理由、情報を収集する目的は何ですか。
- (3) 上記の要綱には、「管理責任者は、防犯カメラ及び映像データの管理又は運用に関する業務を委託するときは、その受託者が当該業務について条例に定めるもののほか、この要綱の規定に基づき適正な取扱いを行うよう、必要な措置を講じなければならない」とあります。
- ① なかまちテラスの管理責任者は誰ですか。
 - ② 「必要な措置」とは具体的にどのような内容を想定していますか。
 - ③ 受託者が適正な取扱いを行わなかった場合、市が責任主体となりますか？
- (4) 本要綱には、「第6条 防犯カメラ取扱者は、映像データに含まれる個人情報について、条例の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない」とあります。
- ① 防犯カメラ取扱者がこれに違反した場合の罰則はありますか。
 - ② 個人識別性の高い顔画像等を他のデータベースと照合し、特定の個人を識別する機器などによって二次利用することは、禁じられていますか。
- (5) 本要綱には、「第7条 管理責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示しなければならない」とあります。なかまちテラスの場合、撮影されている場所から気づきにくい場所や離れた場所にカメラが設置されていることが多いようです。
- ① 予定されている「明確かつ適切な方法」による表示とは、どのようなものですか。
 - ② 録画する場合には、録画していること、録画の目的、設置者の連絡先等を明示しますか。
 - ③ 録画する場合には、録画された本人による情報開示請求に応じますか。
- (6) 本要綱には、「第7条2 管理責任者は、防犯カメラの映像表示装置及び映像記録装置を外部から見通せない場所に設置しなければならない」とあります。
- ① ガラス張りのなかまちテラスの場合、その対策はどのように考えられていますか。

- (7) なかまちテラスのカメラの①作動時間、録画する場合は、②データの保管期間を教えてください。
- (8) 本要綱には、「第9条 映像データは、次に掲げる場合を除き、別表に定める期間保管するものとする。(1)捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合(2)その他管理責任者が特に必要と認める場合」と書かれています。
- ① 市教育委員会として第三者提供の基準は設けられていますか（犯罪捜査の目的による要請に関しては、どういう要請があれば出すのか、現実が発生した犯罪に伴う刑事手続きに利用する目的に限るなど）。
 - ② これまで犯罪捜査の目的による要請を受けてデータを提供したケースがあれば、どのような場合か、また件数を教えてください。
 - ③ 「管理責任者が特に必要と認める場合」とは具体的にどのような場合ですか。恣意的な保管はどのように制限されていますか。

2 小平市個人情報保護条例第4条2は、「思想、信教及び信条に関する個人情報」の収集を禁じています。

- ① 公民館へのカメラの設置は、これに抵触するものではないでしょうか。現状では、誰がどのイベントに参加したかをチェックできるようなカメラの設置になっていませんか。
- ② 抵触しないと判断される場合は、その理由をご説明ください。

第4条 2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたときは、この限りでない。（小平市個人情報保護条例）

3 市内の施設へのカメラ設置が増加しています。

- ① 小平市や小平市教育委員会は、カメラの無制限の設置を許可するのでしょうか。
- ② カメラの設置を規制する基準や規定等がありますか。

（公民館活動の場に監視カメラと不安視されるようなカメラを設置することは、場の性質と目的にそぐわないものと考えます。教育委員会管轄の施設へのカメラ

設置にあたっては、独自の基準を設けて規制することが必要ではないでしょうか)

- ③ 監視カメラが設置・運用基準に反していないかを監督する第三者機関は設置されていますか。
- ④ その必要性についてどう考えますか。

4 市民との話し合いについて：

この件について、市民に説明し、話し合う場を設けてください。

